

町 勢 状 況	
昭和46.10.1 現在	
世 帯 数	1,505 戸
人 口	5,334 人
男	2,500 人
女	2,834 人

広報たしる

No. 226

昭和46年
10月号

田代町総務課編集 毎月5日 1650部発行

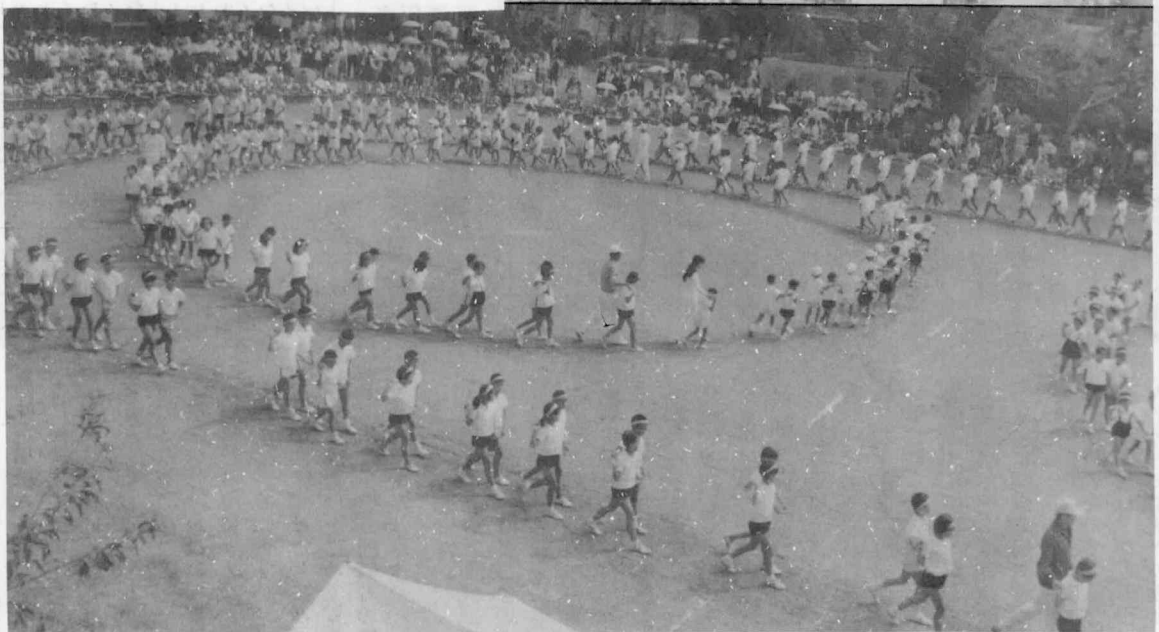
スポーツの秋

田代高校女子走り高とび



町内各校の運動会

盛会に終了



田代小学校の全校リズム

十月のこよみと 行事予定

- | | |
|------|---|
| 1日金 | 茶業振興会 |
| 2日土 | 盤山茶業視察 |
| 3日日 | 大原小・田代小運動会 |
| 4日月 | 農政推進会議 |
| 6日火 | 婦人学級 |
| 7日水 | 保育園運動会
献血、たばこ収納
(7日・8日)産
業観光基礎診断 |
| 8日木 | 県畜産共進会
(隼人町) |
| 10日日 | 体育の日 町民ソ
フトボール大会 |
| 13日水 | 農業委員研修視察
(大分県) |
| 14日木 | 胃の検診 |
| 16日土 | |
| 18日月 | 町内校長教頭会
臨時議会 |
| 20日水 | |
| 21日木 | 仔牛セリ市 |
| 22日金 | 教育委員会 |
| 25日月 | インフルエンザ
予防注射 |
| 26日火 | 鈎虫集団駆除 |
| 27日水 | 身障者スポーツ大
会(鹿屋市) |
| 29日金 | |



児童手当制度について

児童手当制度は、わが国社会保険制度のなかでまだ実現していない唯一の制度として、また児童福祉の増進をはかるうえでの重要な制度として、その早期実現がかねてから懸案となっており、きき、ききの国会において児童手当法が成立し、いよいよ明年一月から実施されることになりました。

そこで、この制度のおもな点について紹介しましょう。

1. 制度の目的

児童を養育している人に児童手当を支給することによって、児童の育成の場である家庭における生活の安定をはかるとともに、次の世代の社会をになう児童の健全な育成と資質の向上をはかることを目的としています。

2. 支給を受けられる人

十八歳未満の児童を三人以上養育している者に對して、三人目以降の児童で中学校終了前のものにつき月額三千円の児童手当が支給されます。

ただし、その人が高額の所得がある場合には、支給されないことになっております。昭和四十六年度では扶養親族等五人の場合で前年の収入が二百万円以上であるときは支給されません。

なお、支給の対象となる三人目以降の児童は段階的に拡大することにしてありますので、最初の年（昭和四十七年一月）は昭和四十八年三月）はこれを五歳未満の児童とし昭和四十八年四月から昭和四十九年三月までは十歳未満の児童に拡げ、昭和四十九年四月から中学校終了前の児童となります。

3. 支給を受ける方法

児童手当の支給を受けようとする人は、町村役場に申し出て、町長の認定を受けていただきます。認定されれば、毎年二月、六月、十月の三回に分けて、それぞれ前月までの手当がまとめて役場から支払われますが、昭和四十七年一月分と二月分の児童手当は三月に支払われます。

香典返しを寄附

次の方々はその最近なくなりましたが、その忌明けに際し、ご遺族の方々から下記の金額を寄附していただきました。町民の皆様と共に、故人の冥福をお祈り申し上げるとともに厚くお礼を申し上げます。

寄附金額	ご遺族名	なくなれた人	なくなれた月日
5,000円	木佐貫 カズ	母 イシ	昭 46. 8. 3
5,000円	田 中 スミエ	夫 貞 吉	" 8. 26
5,000円	白 桃 ハツエ	夫 進	" 8. 5
5,000円	山 田 森 二	父 市兵衛	" 8. 29
5,000円	中 原 サエ	夫 森 蔵	" 8. 29
5,000円	中 野 テル	夫 利 夫	" 8. 13
5,000円	瀬戸口 政 弘	子 克 弘	" 8. 11
5,000円	山 野 三 蔵	妻 サ ト	" 9. 12
7,000円	大 原 一 男	母 チ エ	" 8. 28

税金のおはなし

遺産相続と税金

人が死亡すると、その人が持っていた財産や権利義務を引きつぎます。これを相続といいますが、相続は死亡した人のすべてのものを引きつぎますが、税理士や弁護士などの資格により、引きつがれないものもあります。相続人は、死亡した人の配偶者と子です。子がいないときは配偶者と直系尊属（両親、祖父母、孫、兄弟姉妹）が相続人となります。

は、国、地方公共団体、などにおいて直接、認定および支給が行なわれます。

相続税の計算

相続や遺贈（遺言による贈与）によって財産を取得したときには、相続税がかかります。相続税の計算は次のようになります。

①遺産総額から基礎控除額と遺産にかかる配偶者控除額を差し引いて、課税される遺産総額を計算します。

②基礎控除額は、四百万円と八十万円に相続人の数をか

相続税が

①墓所、仏壇、仏具など
②相続人が受け取った生命保険のうち、原則として相続人ごとにそれぞれ百三十万円までの金額
③相続人が受け取った退職手当金などのうち、原則として相続人ごとにそれぞれ八十万円までの金額

戸籍制度シリーズ

戸籍制度創設百周年記念

戦後の新民法によって、遺産は子が平等の割合で相続するという、いわゆる諸子均分相続になったと聞いておられますが、遺言によって遺産の処分を定めることができます。また遺言をしておく場合の注意と利点についてお尋ねします。

問

戦後の民法は、長子一人相続を原則とした家督相続を廃止し、配偶者と子が共同

猟銃事故をなくしよう

十一月一日から狩猟解禁になります。しかし、狩猟は、危険な銃砲を扱うことから全国的に事故の増加が目立ってきています。本県でも一昨年十二件（死亡二名、負傷十一名）昨年七件（死亡二名、負傷五名）と減少してはいますが、事故は皆無に防がねばなりません。これらは狩猟に行き、獲物を追って行く途中、石につまずき倒れた拍子に爆発させ、自分の頭に散弾が命中して死亡したもので、

でなく、財産を与えた後に子供の気持が変って親の面倒をみなくなったとしても、もはや子供からその財産を収戻することはできません。これは決して賢明な方法とはいえません。そこで最も賢明で確実な方法として遺言制度を大いに活用されるようおすすめします。

たとえば遺言によって長男に遺産を贈与する旨を定めておきますと、遺言者の意思に従ってその長男が遺産の所有権を取得することになり、また万一、生前中に

ので、今後の駐車は裏の広場を利用してください。

役場前の駐車

を一部禁止

役場前の県道はカーブになっており見通しが悪く、事故が多発しておりますので、下の写真のとおり一部駐車禁止の標示をしました。



インフルエンザ

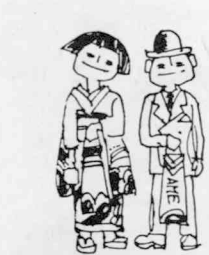
を予防しよう

町では、十月から十二月の間にインフルエンザの予防接種を実施します。私たちのまわりには、私達の種類の病気の中で一番かかりやすいのはインフルエンザです。インフルエンザもかぜの一種で、インフルエンザウイルスによっておこる病気です。インフルエンザは、流行性感冒といわれるように伝染力の最も強い

インフルエンザと普通の

かぜは症状が違います。普通の

①予防注射をして、体内にインフルエンザに対する免疫を作らせ、感染を防ぎ、かかっても軽くさせる。



幼稚園、小学校、中学校等の児童、生徒や工場、事業場事務所等集団生活者の集団接種により流行を阻止することが必要です。予防接種は進んで受けましょう。また、かぜにかかったら、安静と保温、休養、栄養をとることが必要です。特に、インフルエンザは肺炎などの余病を引きおこす危険がありますので必ずこのことを守りましょう。



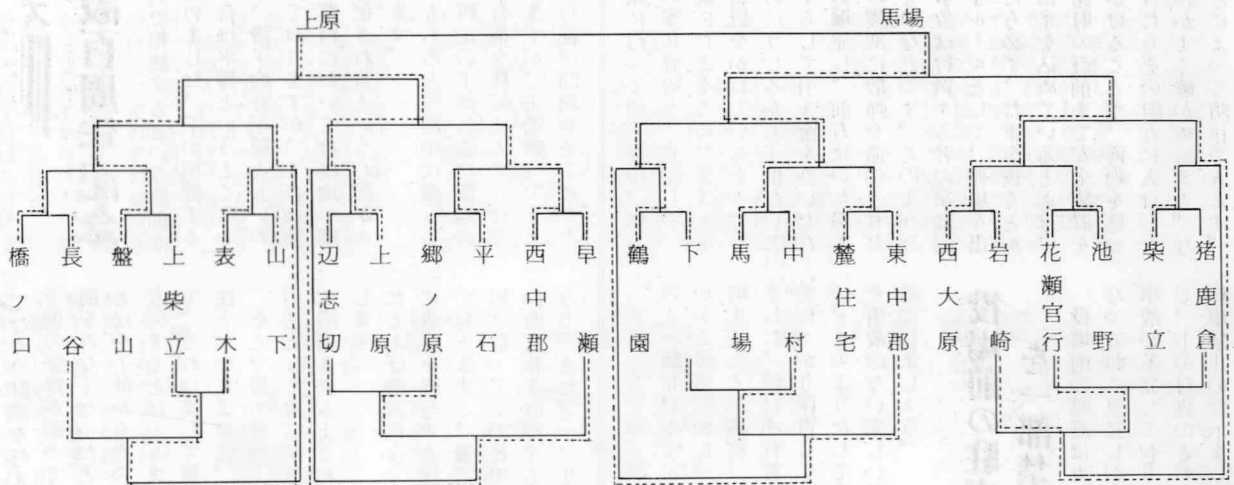
優勝への道はけわし

切齒やくわん 来年こそは 頑張るぞ!!

10月10日 体育の日 町民ソフトボール大会

秋雨の中 24チームがどろんこの好試合

優勝戦は10月20日 午後4時田代中学校にて



(点線は勝ち進んだ順路)

がんの早期発見を!

9月~10月がん征圧月間

▲がんの予防

がんについては、その原因がはっきりしませんので決定的な予防法も確立されていません。ただ患者等について調べたところ、

①たばこや酒を飲みすぎる人に多い。
 ②ひどく塩辛い物、熱すぎるものを好む人に多い。
 ③胃がんなどは

しかし最近では、医学の進歩により早期に発見し、早く治療すれば健康を取りもどすことができるようになりました。とくにがんのうちで最も多い胃がんや子宮がんなどはわりあい発見できるようになりました。

①原因がわからず痛みもないのにやせてきて、顔色が悪くなり、貧血してくることはないか。(すべてのがん)

②ながらく胃腸の具合がわるくないか、食欲はおとろえないか。(胃がん)

③おりものが増えたり、血がまじったりしないか。(子宮がん)

④乳ぶさの中にながく消えないしこりはないか。(乳がん)

⑤ものを飲みこむとき、つかえるような気がしないか(食道がん)

⑥便通の調子がくるったり血がまじったりしないか。(大腸がん、直腸がん)

⑦せきがながく続いたり、たんに血がまじったりしないか。(肺がん)

⑧声がかすれて、ながく治らないことはないか。(咽

「がん征圧月間」が九月一日から十月三十一日まで二カ月間行なわれます。日本人の死亡原因中、第二位を占めている「がん」はもともと働き盛りにある四十歳から急激に多発しており、自覚症状がなく、症状があるようになってからでは手遅れだと言われてきました。

▲がんの種類

牛乳を飲んでいる人に少ない。などの結果がでています。

がんは体のあらゆる部分にできると言われています日本人で一番多いのが胃がんです。次に女性に多いのが子宮がんですが、そのほか、肝臓がん、肺がんなどが男女ともに多いようです

▲がんの早期発見十カ条

⑨口の中や皮膚に治りにくいはいくつかはないか。(舌がん、皮膚がん)

⑩尿の出がわるかったり、血がまじったりしないか。(じん臓がん、ぼうこうがん、前立腺がん)

▲がんの集団検診
 △がんは早期発見、早期治療が決め手です。そこで、本県では、がんの中で最も多い胃がんや子宮がんの早期発見をめざして、集団検診車「ことぶき号」(胃検診用)三台と「さちかせ号」(婦人検診用)二台を配置し、県下をくまなく巡回検診しています。三十五歳をすぎたら、年一回は必ず集団検診を受けましょう

